

# 商品概要説明書

< J A にしたま収穫体験付定期積金 2019 >

(2019年4月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期積金&lt;定額式&gt; 愛称:「J A にしたま収穫体験付定期積金 2019」</li> </ul>																		
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の方</li> </ul>																		
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年</li> </ul>																		
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年5月7日(火)～2019年6月28日(金)</li> </ul>																		
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>掛込周期は1か月とします。</li> <li>1回あたり20,000円以上100,000円以下</li> <li>20,000円単位(1口を2万円単位とし、5口を上限とする。)</li> </ul>																		
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。</li> </ul>																		
給付補てん金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法  (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約時の約定利回りを満期日まで適用します。</li> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。</li> <li>20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>																		
手数料	—																		
期限前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、期限前解約利率(解約日における普通貯金利率の小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> </ul>																		
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。</li> </ul>																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店または金融共済部貯金課(電話:042-554-7100)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="451 1771 1444 2040"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>			名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間																
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00																
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00																
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00																

	<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さつまいもを作付けし、定期積金申込者に収穫体験をしていただきます。</li> <li>・収穫目安は、定期積金1口当たり、2kg程度を予定しています。</li> <li>・やむを得ず収穫前に解約された方は収穫体験の権利はなくなります。</li> <li>・収穫予定日に参加できない方は、権利が無いものとさせていただきます。</li> <li>・収穫体験は、契約期間中1回です。</li> <li>・天候等の不順により、収穫体験ができない場合、あらためてご案内させていただきます。</li> <li>・収穫体験日は、事前にお知らせいたします。</li> <li>・この商品につきましては、証書式のみとなります。</li> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・募集口数100口とし、総口数になり次第、募集を終了させていただきます。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAにしたま